

## 合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月11日(月)午後2時00分から午後2時50分
2. 開催場所 合志市総合センターヴィーブル2階研修室
3. 出席委員(14人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	平山	和敬
委員	2番	清原	啓喜
〃	3番	上野	育夫
〃	4番	平野	昭代
〃	5番	高島	一久
〃	6番	村上	幸記
〃	7番	長野	昌治
〃	8番	齋藤	典夫
〃	9番	野田	隆一
〃	10番	城	英夫
〃	11番	青木	恵夫
〃	12番	岡田	政広
〃	13番	坂口	正子

4. 欠席委員  
なし

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 あっせん委員の指名について

第5号議案 令和4年度農作業標準賃金の制定について

第1号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

第2号報告 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範 行

次長 竹田 直 広

主幹 秋吉 秀 美

○事務局長 それでは、ただいまより令和4年4月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、福島会長からご挨拶を申し上げます。

○会長（福島求仁子君） 皆さん、先週はお疲れさまでございました。

きょうは中学校の入学式が行われておりまして、本当に新しい出発ということで、今回の農業委員会も新しいメンバーで再度出発させていただきます。それぞれ農地法などの知識を学ぶ時期にもなりますので、ぜひ皆様も知識をしっかり受けていただいて、それぞれの地域の中で活用していただければと思いますし、また、皆様の農業の運営といたしまして、そちらのほうでも恐らく勉強になってくるものではないかと思っておりますので、しっかり農地法を学んでいただき、また農業委員の在り方、農業委員会の在り方、そうしたものも考えていただいて、3年間皆様と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは最初の総会です。申請書にしっかりと真摯に向かい合いながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、農業委員14名全員の委員さんがおそろいでございます。よって、過半の委員がおそろいでございますので、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願いいたします。特に何かご質問やご質疑などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

#### （1）議事録署名者

○議長（福島求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、1番、平山委員、2番、清原委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

-----○-----

#### （2）農家調査及び現地調査員

○議長（福島求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、1番の平山委員、2番の清原委員、5番の高島委員、以上3名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

(3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは、審議に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。所有権移転、番号1につきましては、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、親族間での特定遺贈でございます。

遺贈とは、遺言によって財産を与える行為のことです。相続財産を一括して譲渡することを包括遺贈、相続財産の中から特定の財産を示して譲渡することを特定遺贈と言います。

農地法では、包括遺贈と、法定相続人への特定遺贈については、農地法の許可は不用であるとされておりますが、今回の申請は、譲受人が遺言者の甥ということで、法定相続人ではございませんので、農地法の許可が必要なため申請が行われているものでございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書別紙、1ページの図面左側の斜線部分が申請地です。熊本菊鹿線の西側になります。

2ページが申請地の現況写真です。次に3ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に4ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、以前より畑として利用してある農地で、許可後は、飼料作物を作付けされる予定です。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

今回、合志市と熊本市、同時に申請、総会にて審議となっております。申請人は、今まで自作地の耕作と伯父の耕作の手伝いを主にされてこられました。許可後は、自身ですべてを管理することになるため、周辺農家の方に習いながらさらに技術の習得をはかるとのことです。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われれます。

よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関いたしまして、担当地区の1番、平山委員に農家及び現地調査

の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

4月4日に私と山本推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、親族間での農地の遺贈です。譲受人と譲渡人は実の甥と伯父で、農地に関して、生前は親族全員で相談されて今回の申請となったそうです。

申請地は畑で、今後はトウモロコシを作付けされます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、農業委員さん並びに推進委員さん方から、何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。特にございませんね。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） 全員挙手でございます。ありがとうございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建築条件付売買予定地16区画への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の5ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、西合志中学校及びブルーテル学院グラウンドの北側に位置する農地です。申請地北西側の点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない宅地の部分です。

次の6ページが申請地の現況です。

次の7ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地16区画を整備する計画です。

8ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の9ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存

在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の、住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和5年10月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

5の農地以外の土地の利用見込みにつきましては、隣接する宅地966.79㎡を含めた総事業面積4,178.79㎡の計画で問題ないものと思われます。

6の計画面積の妥当性については、住宅各戸の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

7の宅地の造成のみを目的する場合の妥当性につきましては、建築条件付売買予定地としての要件であります、転用事業者が住宅16棟の建設まで含めた当該転用事業の全てを実施するために必要な資力及び信用があること、土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者にて一定期間内に建築請負契約を締結することを誓約してあること等の各要件を満たしているため、例外規定に合致し、許可可能です。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に2月17日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） 現地調査につきまして報告します。

令和4年4月4日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査をない、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地は北側に農地がありますが、申請者所有の農地であり、造成、排水について計画もされており、土砂の流出や日照への影響等、特段心配はないかと思います。

皆様の審議をよろしく願います。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。ご質問があれば挙手により発言をお願いいたします。特に質問はございませんか。推進委員さんのほうではいかがでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご意見やご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に関しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転、番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建築条件付売買予定地2区画への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の11ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、西合志中学校の西側、市営南原住宅の北側に位置する農地です。

次の12ページが申請地の現況です。

次の13ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地2区画を整備する計画です。

14ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の15ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の、住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しており

ます。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和6年3月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性については、住宅各戸の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

7の宅地の造成のみを目的する場合の妥当性につきましては、建築条件付売買予定地としての要件であります転用事業者が、住宅2棟の建設まで含めた当該転用事業の全てを実施するために必要な資力及び信用があること、土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者にて一定期間内に建築請負契約を締結することを誓約してあること等の各要件を満たしているため、例外規定に合致し、許可可能です。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に3月7日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関いたしまして、担当地区の5番、高島委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番（高島一久君） こんにちは。それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和4年4月4日の午前、私と上野推進委員、農業委員会職員と現地の調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北側に農地がありますが、地権者の同意も取れており、境界にはブロックを設け、土砂や雨水などの流出がないよう対策もとられるため、特段心配はないかと思ひます。

皆様の審議をよろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定につきまして上程いたします。

賃借権設定、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

賃借権設定、番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は土置場への一時転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の17ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、国道387号の東側、県道大津植木線の北側に位置する農地です。

次の18、19ページが申請地の現況です。

次の20ページが配置図です。申請者は建設業を営む法人で、当該申請地を賃借により借り上げ、建設工事が出た土の仮置き場を整備する計画です。

21ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の22ページでお示ししておりますとおり、申請地は約9.5haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

（2）の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和5年4月19日までに農地へ復旧の予定であり問題ないと思われま。

6の計画面積の妥当性については、置場の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

10の一時転用である場合の妥当性については、許可日から1年間の一時転用で問題ないものと思われま。

事務局からの説明は以上でございます。



○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきまして報告します。

4月4日に清原推進委員と農業委員会職員さんと現地調査を行いました。申請代理人より申請内容をお聞きしました。申請地北側及び西側が農地と引つついていきますので、農地の地域の同意は取れておりますので、盛土をするにあたり、盛土の周囲に溝を掘って、土砂、雨水の流出をないように対策を取りますので、何ら問題はないかと思えます。皆様の審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん並びに推進委員さんから何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。何かご質問はございませんか。

現在録音をしておりますので、何かご質問などがある場合には、手を上げて挙手のうえ質問いただきますようよろしくお願いいたします。

推進委員さん、山崎推進委員さん、酒井推進委員さん、何かご質問ありますか。（「いいえありません」と呼ぶ者あり）よろしかったでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、その他ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

なお、この本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるために、許可に際しましては農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

続きまして、第3号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。つきましては、その当事者であります6番、村上委員は、議案

審議が終了するまで退室をお願いいたします。

それでは、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、4ページをお開きください。

第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

農地の移動については、農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受ける必要がありますが、例外規定があります。その一つが担い手となる経営体を育成するために作られた農業経営基盤強化促進法に基づく農地集積計画による農地の貸借や所有権の移転です。農用地集積計画は市町村が作成し、農業委員会の決定を経て市町村が公告を行うことで効力が発生します。

次に5ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の4月総会分、右側が令和4年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の6ページは、今回の利用権設定等状況一覧表です。表の右側、農用地の面積(イ)の計の下、合計38,248㎡です。

次の7ページをごらんください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は13件です。

1番から6番が再設定です。7番からは新規の申請となっております。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当たりの賃借料の順に説明いたします。

番号1、賃借権、飼料作物、5年、15,000円。

番号2、賃借権、麦・大豆、5年、15,000円と20,000円。

番号3、賃借権、水稻、5年、25,000円。

番号4、賃借権、水稻、5年、20,000円。

番号5、賃借権、水稻、5年、米1俵。

番号6、賃借権、飼料作物、5年、10,000円。

番号7、賃借権、麦・大豆、10年、各25,000円。

番号8、賃借権、甘藷、5年、15,000円。

番号9、賃借権、水稻、5年、15,000円。

番号10、賃借権、甘藷・アスパラ、5年、18,300円。

番号11、賃借権、甘藷、1年、10,000円。

次の8ページをお願いします。

番号12、賃借権、西瓜、1年、10,000円。

番号13、賃借権、西瓜、1年、10,000円。

以上、第3号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

次に、8ページ中段の農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、4件、15,755㎡でございます。

内契約予定件数が、4件、15,755㎡でございます。

内契約が無い件数0件、0㎡で、すべて次の契約が予定されております。  
これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの説明が終わりました。農業委員さん並びに推進委員さん方から何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。  
村上推進委員。

○推進委員（村上裕宣君） 9番ですけど、これ地目は畑になって、作付けは水稲となっていますけど、これは認められるんですか。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局、お願いいたします。

○事務局 一応書かれているものと現地、台帳上、現況のほうが畑となっておりますので畑と書きました。

○推進委員（村上裕宣君） 水はあつとでしょう。

○事務局 水はあると思います。

○推進委員（村上裕宣君） だけん畑の水でくるのか田ん中の水でくるのかがちょっとわかりませんが、一応書類上は出ているならそれでいいんじゃないかなとは思いますが。

○事務局 今後改めてまた注意してみたいと思います。

○推進委員（村上裕宣君） よろしく申し上げます。

○事務局長 すみません、補足させていただきますと、この地目につきましては、あくまでも法務局の台帳の地目を書いております。多くあるのが、現況は田でありながら、登記地目が畑となっている分があるわけがございます。この分につきましても水田台帳上の田でありながら、登記地目が畑になっているということではないかと思えます。

○5番（高島一久君） 今の補足よかですか。多分、菊台関係ではなかったでしょうか。菊台のほうがですね。

○議長（福嶋求仁子君） もう一度マイクを通してお願いいたします。

○5番（高島一久君） すみません、土地がどういうふうかはちょっと私もはっきりわかりませんが、菊池台地の用水が来ているところで、年度でもってその土地を入れ替えるところがあるとですよ。その土地が畑の地目でもって水田、何年かごしに植え替えなんという決まり、約束事があるところが何か所かあります。そのような

土地ではないかと思われます。すみません、補足になりましたでしょうか。

○議長（福嶋求仁子君） 高島委員からのご意見でございました。事務局、何かございますか。

○事務局長 高島委員さんからのご報告ありがとうございます。国の政策として米の生産調整というのがずっと行われてきまして、畑で米を作るということは認められていないわけでございますので、高島委員さんがおっしゃるように、そこらへんのところはきちんと整理をされて申請に至っているということで、ご理解をいただければということをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

村上推進委員、よろしいでしょうか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）ご納得いただけましたでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、その他ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問がなければ採決を行わせていただきます。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

第3号議案の審議が終わりましたので、退席中の村上委員さんは着席されますようお願いいたします。

続きまして、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書9ページをお開きください。

売買希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。

続けて申請地の場所ですが、11、12ページになります。

太枠斜線部分が申出地で、竹迫の案件については11ページ記載のとおり、星山商店竹迫工場の南側及び東側に位置する農地、上庄の案件については12ページ記載のとおり、県道住吉熊本線の西側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、所有者が高齢となり農業後継者もいないため、あっせんを申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが、竹迫地区については、申出区域の担当委員であります岡田政広委員、渡邊英二推進委員、上庄地区については、申出区域の担当委員であります野田隆一委員、木永勝幸推進委員にお願いします。

続いて説明申し上げます。議案書10ページをお開きください。

賃借希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。

続けて申請地の場所ですが、13ページになります。

図面中央に位置します太枠斜線部分が申出地で、合志中学校の西側、県道大津植木線の北側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、以前は原口区の農家に貸しておりましたが、借手の都合により返却を受け、非農家である所有者では耕作できず、あっせんを申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが、申出区域の担当委員であります齋藤典夫委員、福嶋求仁子委員、山田輝正推進委員にお願いします。

委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それではご質問、ご意見がないようですので採決を行います。

第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員さんにおかれましては、大変ご苦勞でございますが、よろしく願いいたします。

続きまして、第5号議案、令和4年度農作業標準賃金の制定につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、農作業標準賃金につきましてご説明いたします。

議案書の14ページをお開き願います。

この農作業標準賃金につきましては、農作業の委託等をされる場合に、目安となる金額等が何もないということになれば、契約される際に困られるのではないかとということで、一つの目安として参考にしていただくよう、農業委員会として毎年定

めているものでございます。あくまでも目安となる金額になりますので拘束力はありません。双方の話し合いにより金額は自由に決めていただくこととなります。

金額については15ページのとおりでございます。なお、この金額につきましては、市内で農作業の受託をしておられる法人さんに聞き取り調査を行いまして、その金額をもとにこちらに記載をさせていただいているところでございます。なお、金額につきましては、いずれの項目も前年度と同額となっております。

総会での決定後には、市のホームページへ掲載することによりまして、市内の農業者の方々へ周知をするということで考えております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの説明が終わりました。

農業委員さん並びに推進委員さんで、何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。令和4年度の農作業標準賃金の1番でございます。金額等についてはよろしいでしょうか。特に質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、質問、意見がないようでございますので採決をいたします。

第5号議案、令和4年度農作業標準賃金の制定について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、令和4年度農作業標準賃金の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書16ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては、16ページに記載しておりますとおり、所有権移転1件、使用貸借権設定1件の届出がっております。

続けて、場所を説明します。17ページをお開きください。

図面中央の太枠斜線部分が所有権移転、番号1の届出地です。南ヶ丘小学校の北東側、子羊保育園の南西側に位置する土地で、共同住宅建築のための転用です。この土地につきましては、令和3年5月14日に今回の譲渡人が譲受人となり受理通知書を発行した場所であります。しかし、同社がコロナ禍の影響による着手の遅れ、ウッドショックに伴う資材の高騰等から事業が成り立たなくなったため、譲渡人となり農地転用届出を提出した旨の理由書が提出されています。

次の18ページが使用貸借権設定、番号1の届出地です。九州自動車道と西合志東

保育園の間に位置する農地であり親子間での使用貸借権設定です。個人住宅建築のための転用です。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。農業委員さん並びに推進委員さん方から何か質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

続きまして、第2号報告、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明いたします。議案書19ページをお開き願います。

貸人、借人、利用権を設定する農地、設定する利用権につきましては、議案書に記載のとおりです。ここにあげられているのは、令和4年2月の農業委員会総会で審議し、熊本県農業公社（中間管理機構）が中間管理権を取得した農地で、基盤強化法に基づき、地域の担い手に貸し付けるものです。

この法手続きは、県の公告をもって法の効力が生じることとなっており、令和4年3月18日付けで認可通知が交付されたため報告を行うものです。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局から第2号報告、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可につきましての説明が終わりました。農業委員さん並びに推進委員さん方から何か質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、第2号報告、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農地利用配分計画の認可につきましては、以上で報告を終わります。

以上で議案のほうが終わりましたので、事務局へマイクをお返しいたします。

-----○-----

（4）閉会

○事務局長 それでは、以上をもちまして、令和4年4月の農業委員会総会を閉会い

たします。委員の皆様、慎重審議ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後 2 時50分